

令和 6 年度守谷市地域包括支援センター運営方針(案)について

1 第 9 期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以下「第 9 期計画」という。)

(1) 基本理念

「住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられる守谷」

(2) 基本目標

- ① 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援
- ② 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり
- ③ 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供
- ④ 介護保険事業の円滑な実施

(3) 「介護予防」重点プロジェクト

- ① 認知症対策
 - ・認知症に対する理解を深めるための普及及び啓発の推進
 - ・認知症の方が地域で自分らしく暮らしていける体制づくり
 - ・家族介護者への支援
- ② 高齢者を地域で支え合う体制づくり
- ③ 介護予防・フレイル予防の推進

2 令和 6 年度地域包括支援センター運営方針

第 9 期計画の基本目標に基づき、地域包括支援センター(以下「センター」)の運営方針を次のとおり定めます。

(1) 運営方針

- ① 住民の相談に丁寧に対応し、相談体制の充実を図っていきます。また、住民からのさまざまな相談に対応できるよう、職員の資質向上のための研修会等を行います。
- ② 地域における医療機関・介護事業者・民生委員・ボランティア等の圏域内関係者とのネットワークを深化させていきます。
- ③ 「地域包括支援センター連絡会議」を定期開催し、市とセンターの相互連携の強化を図ります。

(2) 重点的取組

① 総合相談支援業務の強化

高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられる生活が継続できるよう、高齢者の心身の状況や生活実態を幅広く把握し、複合的な生活課題に対して関係機関と連携して取り組み、相談体制の充実、見守り活動の強化を図っていきます。

② 地域におけるネットワークの構築・深化

高齢者に適切な支援を行うために、地域におけるさまざまな関係者とのネットワークを構築します。

地域ケア会議を開催し、地域で高齢者を支える関係機関、地域住民と連携し、ネットワークを強化していきます。

③ 地域包括支援センター連絡会議の定例開催

市と地域包括支援センターとの連絡会議を開催することで、南部及び北部地域包括支援センター間の役割分担や情報共有、連携を図り、地域包括支援センター業務の効果的、一体的な運営を推進します。

④ 地域包括支援センターの情報発信

高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターの業務を広く周知できるよう、活動状況の情報発信に努めます。

⑤ 認知症地域支援推進員の活動

認知症に対する理解を深めるため、茨城県認知症を知る月間に合わせたイベントや認知症サポーター養成講座等を行い、普及啓発の推進に努めます。

また、認知症本人やその家族（介護者）の支援のため、市と連携してオレンジカフェもりやの運営や専門知識を生かした相談業務を行います。

⑥ 認知症初期集中支援チームの活動

市民や地域の民生委員の身近な相談窓口として、支援が必要な認知症の方やその介護者に対して早期に適切な医療や介護サービスにつながるよう、地域包括支援センター職員が認知症初期集中支援チーム員として活動します。